

(質問②) 大会開催は、ガイドラインの出稽古禁止に抵触するのか。

(補足説明)

団体間の交流や出稽古を当面禁止したのは、管理できる範囲を超えた人が集まったり、見知らぬ者同士が交流したりすることにより、感染リスクが高まることを防ぐためです。

都道府県や市町村の教育委員会、都道府県剣道連盟等が主催、指導する大会を禁止する趣旨ではありません。ただし、実施するにあたっては、全剣連ガイドラインを参考に、感染防止に努めて頂くことをお願いします。

(質問③) 居合道、杖道はどうすればいいのか。

(補足説明)

居合道、杖道ともに、面マスクを着用するとともに、相互の距離を保って稽古するようにしてください。

なお、近いうちに、居合道、杖道のガイドラインを公表する予定です。

以上